

令和5年5月15日

保護者 様

田村市立美山小学校長 高橋 政喜

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

青葉の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「2類相当」から「5類」へ移行されました。

つきましては、5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策等について、下記のとおり見直しを行い、子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 感染状況が落ち着いている平時の感染症対策

- (1) ご家庭との連携により、児童の健康状態を把握します。(ただし、毎日の体温の報告は不要とします。)
- (2) 教室等における適切な換気を確保します。
- (3) 児童には手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導をします。(常時マスクの着用は求めません。ただし、感染不安等によりマスクを着用したい場合は、熱中症等に留意しながら着用することも可とします。)
- (4) 給食を配膳する当番の児童は、これまでどおり、衛生面からマスクを着用することとします。

2 感染流行時における感染症対策

- (1) 感染の状況に応じて、一時的にマスクの着用を促します。
- (2) 感染リスクの比較的高い活動については、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控え、触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の対策を講じます。

3 出席停止等

- (1) 児童に感染が判明した場合は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を出席停止とします。(無症状の感染者の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまでとします。)
- (2) 濃厚接触者としての特定は行いませんので、同居の家族等が感染したり、感染者と接触があったりしても、児童本人に発熱等の症状がなく、感染が確認されていない場合には登校することができます。
- (3) 感染不安等で休ませたい場合には、学校へご相談ください。

4 その他

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がある場合には、これまでどおり無理をせず、自宅で休養をするようにしてください。

(美山小学校 電話 82-1019)